

障害福祉サービス事業所 各位

箕面市健康福祉部障害福祉室担当室長

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果
及び不適切な請求事例の共有について(通知)

平素は、本市福祉行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標題のことについて、第7期箕面市障害福祉計画に基づく取り組みとして、別紙のとおり、例月多発している障害福祉サービスの請求に係る警告・エラー及び不適切な請求事例について共有いたします。

別紙の警告・エラーについては、最新の受給者証の確認や、事業所間の調整等により防止可能な警告・エラーです。また、不適切な請求事例については、各国通知等を今一度ご確認いただき、各国通知等の遵守を徹底してください。

各事業所におかれましては、別紙を参考にしていただき、適正な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

〒562-0014 大阪府箕面市萱野5丁目8番1号

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

電話:072-727-9514(直通) FaX :072-727-3539

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び不適切な請求事例の共有

【過誤申立手続きについて】

請求誤りや加算漏れ等により、過誤申立が乱発しています。過誤申立は、市、事業所ともに事務手続きが煩雑になるため、下記事例を参考に請求誤り等がないかご確認ください。また、過誤申立書提出後は、必ず、過誤申立書が市に届いた月の翌月10日までに請求手続(修正)を行って下さい。過誤申立書は、毎月25日必着締めです。

【例月多発している審査支払等システムでの警告・エラー】

複数サービスの時間の重複・支給量超過や障害支援区分、利用者負担及び上限額管理の誤りに係る警告・エラーが多発しています。

《警告・エラー内容》

- ◆他の〇〇サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
- ◆請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
 - ・請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
- ◆実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回あたりの最大提供量」を超えています
- ◆「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担額月額」を超えています。
 - ・上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致しません。

【指定権者への届出の内容及び支給決定内容と異なる請求について】

指定権者への届出の内容及び利用者の支給決定内容と異なる報酬区分で請求している事業所が散見されます。指定権者への届出の内容及び利用者の支給決定内容に沿った報酬区分でご請求ください。請求される際には更新された受給者証等を必ず確認の上、請求事務を行ってください。

例:指定権者への届出は「福祉・介護職員等処遇改善加算」を「Ⅱ」で申請をしているが、請求の際に「福祉・介護職員等処遇改善加算」を「Ⅰ」等の違う区分で請求しているケース

例:「受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。」左記の警告は、支給決定している区分に該当しない報酬コードで請求しているケース

【制度上認められない不適切な請求事例】

(1)指定居宅介護等を行った場合には、**実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定される**ところ、居宅介護等計画に基づかない支援内容・支援時間で請求をしているケース

※やむを得ない事由等で「計画外の支援」や「1回あたりの最大提供量を超える支援」を行った場合は、速やかに市に連絡のうえ、当該事由が請求対象となるか確認を行ってください。

(2)共同生活援助を行う住居の入居者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける者を除く)について、**共同生活援助の報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護の支給決定をしている**ところ、居宅介護又は重度訪問介護の報酬算定がある日に共同生活援助が本体報酬等の算定をしているケース

(3)施設入所者又は共同生活援助を行う住居の入居者については、**一時帰宅中の施設入所支援、共同生活援助の報酬(帰宅時支援加算は含まない。)**が算定されない期間において、**短期入所の支給決定をしている**ところ、短期入所の報酬算定がある日に施設入所支援、共同生活援助が本体報酬等の算定をしているケース

《参考》

※(1)は厚生労働省発出「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より

※(2)(3)は厚生労働省発出「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」76頁～78頁より
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17797.html